

告 示

埼玉県告示第百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野元裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
新座ショッピングデパート

埼玉県新座市東北二丁目三十二番十二号外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

令和六年三月一日